

令和3年12月24日

厚生労働大臣 後藤 茂之様

民間の学童保育サービスについての法整備を求める要望書

子どもの事故予防地方議員連盟
会長 佐藤 篤（東京都墨田区議会議員）

日頃より、子ども達の心身の健やかな育成に取り組んでくださり、誠にありがとうございます。私ども子どもの事故予防地方議員連盟は、予防できる重大事故から子どもたちを守ることを目的に、全国の地方議員が党派を超えて集い、活動する団体です。

さて、近年、市町村長に届け出のない学童保育サービスが増えてまいりました。児童福祉法第三十四条の八の第二項では、国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができると定められておりますが、この届け出を行わずとも、「学童」もしくは「学童保育」と標榜し、サービスを展開することが可能であり、実際に多くの民間学童サービスが届け出を行わずに「学童」もしくは「学童保育」と標榜しサービスを提供しております。

これらの、市町村長に届け出のない民間学童サービスは、児童福祉法における放課後児童健全育成事業にあたらなため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第六十三号）の対象外であり、非常災害対策、虐待等の禁止、事故発生時の対応等をはじめとした、子ども達の心身の健やかな育成のために必要な様々な設備運営基準がありません。

こういった届け出のしていない学童保育サービスを利用中、治療に一年間もかかる傷害を負い、さらに大人になってからも再手術が必要となる可能性がある大怪我をされたお子様の保護者の方から、当議連に以下のようなご相談、ご要望が寄せられました。「事故時の映像を見ると、安全管理がされておらず、事故が起こることは予測できたはずだと思うが、学童側は事故については一切責任はないと主張した。そのため裁判も検討したが、実際に戦うのは大変なことであり諦めた。事故後、学校内にある公的な学童を利用したところ、安全対策がしっかりなされており、事故のあった民間学童との違いに驚いた。学童と標榜しているのに、安全対策について法的に何の基準もないのはおかしいのではないか。」という内容のものでした。

重大事故が発生した場合、届け出のない民間学童サービスでは市町村に対する連絡等の措置を講ずる義務もないため、これらの民間学童サービスでどのような事故が起こっているのか国も自治体も全く把握ができていない状況にあります。

事故にあわれたお子様とご家族からのご相談内容を踏まえ、現状の課題を解決するために、以下要望いたします。

要望事項

一般市民が、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業にあたる学童サービスと、そうでない届け出のない学童サービスとを判別できるようにしてください。もしくは、現状届け出のない「学童」もしくは「学童保育」と標榜するサービス事業者に対しても、非常災害対策、虐待等の禁止、事故発生時の対応等の子ども達の心身の健やかな育成のために必要な最低限の基準を遵守するよう法整備を進めてください。

以上